

決裁・供覧

件名	令和4年新年祝賀の儀について（通知）			文書番号	
				最高裁秘書第3789号	
伺い文					
起案 部署 案 起案者 連絡先 分類 大分類 中分類 名称 名称(小分類) 秘密区分 取扱区分 秘密期間終了日 指定事由	起案日	令和3年12月1日	受付日	令和3年12月1日	
	最高裁判所	最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶務第一係	決裁	決裁処理期限日 決裁日	令和3年12月2日
	施行		施行処理期限日 施行日		
	施行		施行先		
	施行者		施行者		
	取扱上の注意		取扱上の注意		
	機密性格付け		機密性格付け		
	取扱制限		取扱制限		
	行政文書保存期間 保存	5年	行政文書保存期間 保存	5年	
	保存期間満了時期	令和9年3月31日	保存期間満了時期	令和9年3月31日	
決 裁 ・ 供 覧 欄	秘書課長 指定事由	参事官 庶務第一係長	庶務第一係 庶務主任 課長補佐(庶務一)		
備 考 欄	最高裁秘書第3790号と一括供覧。				

宮内式發第529号  
令和3年12月1日

最高裁判所事務総局秘書課 御中

宮 内 庁 式 部 職  
( 公 印 省 略 )

令和4年新年祝賀の儀について（通知）

天皇皇后両陛下は、令和4年1月1日、宮中において、下記のとおり新年の祝賀をお受けになりますので、お知らせします。

なお、参列を希望する者の名簿（別紙様式）1通を12月10日までに提出願います。

記

祝賀時刻 午前11時00分

『参列者の範囲』

内閣総理大臣及び内閣法第9条の第1順位指定大臣並びに以上の者の配偶者、国務大臣、内閣官房副長官、内閣法制局長官並びに会計検査院長、人事院総裁及び検事総長並びに都道府県知事の代表及び都道府県議会議長の代表

衆議院及び参議院の議長及び副議長並びに以上の者の配偶者並びに衆議院及び参議院の議員50人（衆議院議員33人、参議院議員17人（特記した議員を除く。））

最高裁判所長官及び最高裁判所判事（長官代行）並びに以上の者の配偶者並びに最高裁判所判事



別紙様式

	資 格	氏 名	外字	生 年 月 日	配偶者の参・不参

本 人  
配偶者

名 名

計

名

(注) 本人が単身の場合は、配偶者の欄に「単身」と御記入ください。

別紙様式

	資 格	氏 名	外字	生年月日

本 人 名

## 決裁・(供覧)

件名	令和4年新年祝賀の儀について（通知）			文書番号
				最高裁秘書第3790号
伺い文				
起案 部署 案 起案者 連絡先 分類 大分類 中分類 名称 名称(小分類) 秘密区分 取扱区分 秘密期間終了日 指定事由	起案日	令和3年12月1日	受付日	令和3年12月1日
	最高裁判所	最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課・庶務第一係	決裁	決裁処理期限日 決裁日
			施	施行処理期限日 施行日
			行	施行先 施行者
				取扱上の注意
			格付け	機密性格付け
				取扱制限
			保存	行政文書保存期間 保存期間満了時期
				5年 令和9年3月31日
決 裁 ・ 供 覧 欄	秘書課長	参事官	庶務第一係長	庶務第一係
	庶務主任			
	課長補佐（庶務一）			
備 考 欄	最高裁秘書第3789号と一括供覧。			

宮内式発甲第 656 号

令和 3 年 12 月 1 日

最高裁判所長官 大谷直人 殿

宮内庁長官 西村泰彦

( 公印省略 )

令和 4 年新年祝賀の儀について（通知）

令和 4 年 1 月 1 日、宮中において、新年祝賀の儀を別紙次第のとおり  
行われますので、お知らせします。



令和4年1月1日

## 新年祝賀の儀

午前9時45分、皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が千草の間及び千島の間に参集される。

午前10時、天皇、皇后が正殿松の間にお出ましになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

次に皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が順次御前に参進して祝賀の上、退出される。

次に天皇、皇后が御退出になる。

前行及び随従は、お出ましのときと同じである。

時刻、参列者が休所に参集する。

次に参列者が正殿の各間内の所定の位置に列立する。

時刻、天皇、皇后が正殿の各間にお出ましになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が供奉され、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

次に代表者が祝詞を述べる。

次に天皇のお言葉がある。

次に天皇、皇后が御退出になる。

前行、供奉及び随従は、お出ましのときと同じである。

次に参列者が退出する。

祝賀の時刻、式場及び参列者の範囲は、次のとおりとする。

(午前11時、正殿梅の間)

内閣總理大臣及び内閣法第9条の第1順位指定大臣並びに以上の者の配偶者、國務大臣、内閣官房副長官、内閣法制局長官並びに会計検査院長、人事院總裁及び検事総長並びに都道府県知事の代表及び都道府県議会議長の代表

(正殿松の間)

衆議院及び參議院の議長及び副議長並びに以上の者の配偶者並びに衆議院及び參議院の議員50人(特記した議員を除く。)

(正殿竹の間)

最高裁判所長官及び最高裁判所判事(長官代行)並びに以上の者の配偶者並びに最高裁判所判事

参列者は、各祝賀時刻の15分前に参集する。

午前11時45分、本邦駐在の各國の外交使節団の長が休所に参集する。

正午、天皇、皇后が正殿松の間にお出ましになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が供奉され、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

次に本邦駐在の各國の外交使節団の長が順次御前に参進して祝賀の上、退出する。

次に天皇、皇后が御退出になる。

前行、供奉及び随従は、お出ましのときと同じである。

参列者には、退出の際、賜物を伝達する。

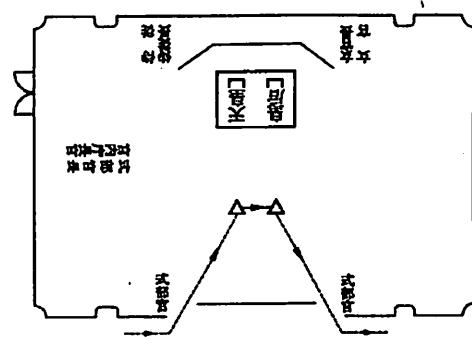
○

服 装

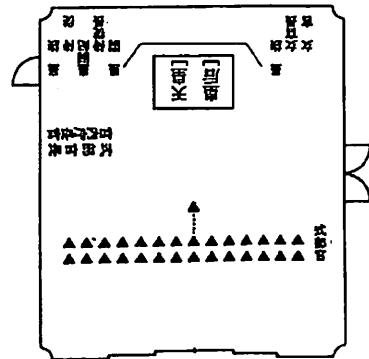
男子： 燕尾服、紋付羽織袴又はこれらに相当する制服等  
(モーニングコートも可)

女子： ロングドレス、白襟紋付又はこれらに相当する制服等  
黙寧着用

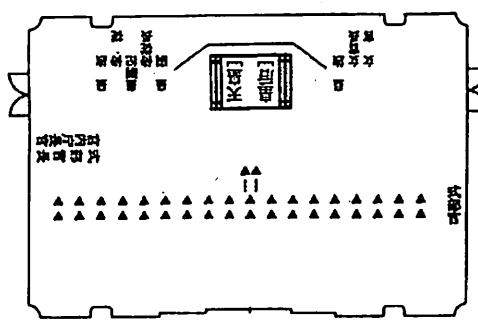
午前10時 正殿松の間



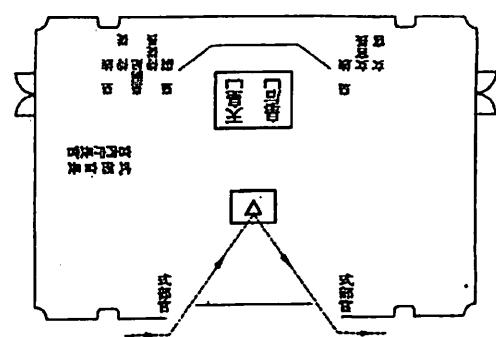
午前11時 正殿梅の間



午前11時 正殿松の間



正午 正殿松の間



午前11時 正殿竹の間

